

# 令和元年 職員の給与等に関する報告及び勧告について

令和元年 10 月 8 日  
愛媛県人事委員会

## 《本年の勧告の概要》

○月例給、特別給ともに6年連続の引上げ

- ・月例給は、公民較差407円(0.11%)を解消するため引上げ
- ・特別給は、勤勉手当の支給割合を0.05月分引上げ

### 1 県職員の給与と民間給与との比較

(1) 月例給 本年4月分の較差

民間給与 (A)	363,833円	較差 (A-B) 407円 (0.11%)
県職員給与 (B)	363,426円	

(2) 特別給 (期末・勤勉手当)

民間の年間支給割合	4.48月	支給割合の差 0.03月
県職員の年間支給割合	4.45月	

### 2 県職員の給与

(1) 給与の改定

ア 月例給

(7) 給料表

人事院勧告の内容(初任給1,500円~2,000円、若年層の引上げを基本に改定)を基礎として、公民較差の是正に必要な率を乗じて得た額に改定(平均改定率0.12%)

(4) 実施時期

平成31年4月1日

イ 特別給

勤勉手当の支給割合を0.05月分引上げ(令和元年12月期)

(令和2年度以降は年間で0.05月分引上げ)

(2) 改定後の平均給与月額(行政職)

改定額	改定率	内 訳	
401円	0.11%	給料	400円(0.11%)
		その他	1円(0.00%)

(参考) 行政職平均給与

	現 行	改 定 後	増 減
平均給与月額	363,426円	363,827円	401円(0.11%)
平均年間給与額	6,003,414円	6,028,617円	25,203円(0.42%)

行政職平均年齢 42.9歳

### 3 その他

住居手当

- ・本県における公務員宿舍使用料、民間における住宅手当支給状況及び職員の住居手当受給状況を総合的に勘案し改定しない。

## 4 公務運営に関する課題

### (1) 人材の確保・育成

人材獲得競争がさらに厳しさを増す中、時代に即した試験制度の在り方や県民の負託に応えることができる多様な有為の人材の確保策について幅広く検討し、受験者確保により積極的に取り組むとともに、職員の意識改革の徹底や人材育成にも引き続き注力する必要

加えて、女性職員が能力や個性に応じて幅広い業務経験を積み活躍できる職場環境づくりに取り組むことも重要

### (2) 障がい者雇用に関する取組

障がい特性に応じた合理的配慮に関する取組の周知・徹底や、障がいのある職員が障がいの内容・程度に応じて能力を発揮できる職場環境づくりに注力する必要

### (3) 仕事と家庭生活の両立支援の推進

仕事と家庭生活の両立を支援し、バランスの取れた働き方ができる職場環境の整備は、有為な人材の確保の観点からも重要であり、性別にかかわらず育児や家族の介護と仕事の両立がしやすい職場環境づくりに一層取り組む必要

### (4) 超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進等

超過勤務の縮減は、公務能率の向上、職員の健康保持や仕事と家庭生活の両立に加え、人材確保にも資する重要な課題

人事委員会規則の改正による超過勤務上限等を踏まえ、引き続き超過勤務縮減のための実効ある取組をより一層進める必要

また、年次有給休暇については、民間労働法制の改正を踏まえた取得促進の取組が行われているところであり、引き続き休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める必要

### (5) 職員の健康管理

精神疾患による長期の病気休暇取得者等が依然として多いことから、今後、更にメンタルヘルス対策に積極的に取り組む必要

労働安全衛生法等の改正を受け、過重労働等による健康障害の発生の未然防止により一層努める必要

また、職場におけるハラスメントの未然防止に努め、快適な職場環境を維持する必要特に、パワーハラスメント対策は、今後、国において示される指針に沿って適切に対応する必要

### (6) 高齢層職員の能力・経験の活用（雇用と年金の接続の在り方）

国の動向も踏まえ、定年の引上げに係る諸課題について、本県の状況も踏まえて具体的な検討を進める必要

併せて、現在運用されている再任用制度についても、引き続き、能力及び経験が活かせる環境整備に努めていく必要

### (7) 臨時・非常勤職員制度に係る法改正への対応

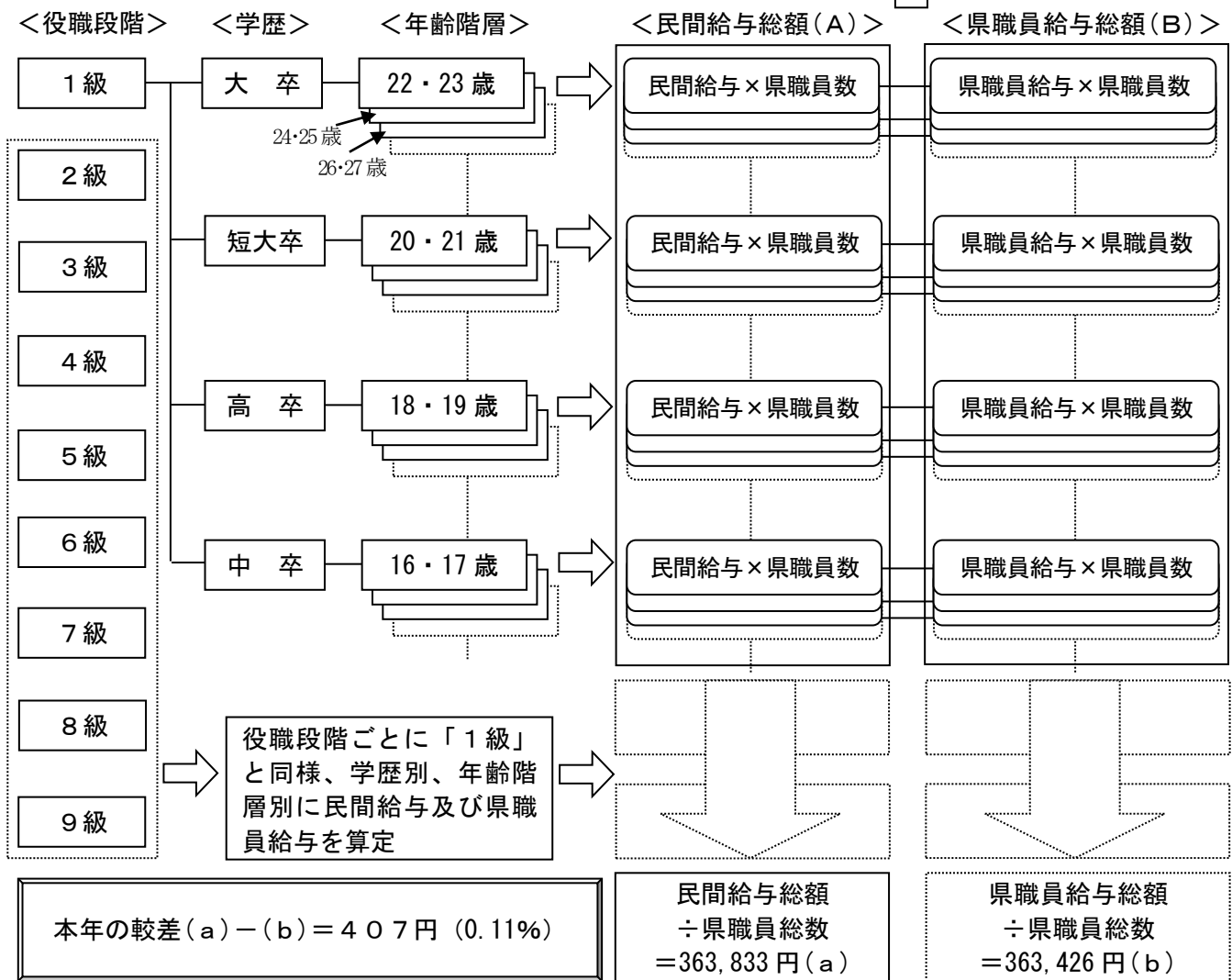
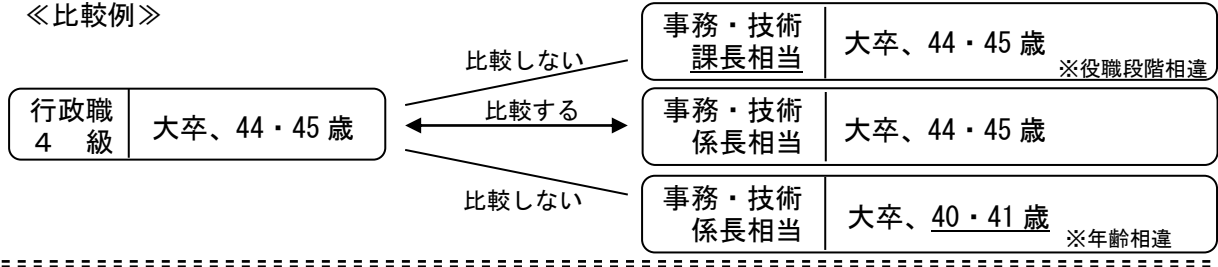
令和2年4月から施行される一般職の会計年度任用職員制度が、法の趣旨に沿って円滑に導入されるよう、引き続き、所要の準備を着実に進める必要

## 県職員給与と民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

個々の県職員に、職種別民間給与実態調査結果に基づいた役職段階、学歴、年齢階層が同等の民間従業員の給与を支給した場合の支給総額（民間給与総額(A))を県職員総数で除して得た平均給与額（a＝民間水準）と県職員の平均給与（b）を比較し、公民較差を算出します。

○職種、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平均給与額を比較

《比較例》



## 県職員と民間企業との初任給比較（平成31年4月現在）

民間企業（新卒事務員・新卒技術者計）		県職員（行政職）	
大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
195,686円	160,411円	188,136円	153,765円